

2015年2月10日 全17頁

ジュニア NISA の創設と投資限度額の拡大

平成 27 年度税制改正大綱各論①～NISA 関連

金融調査部 研究員
是枝 俊悟

[要約]

- 2014年12月30日、自由民主党・公明党は「平成27年度税制改正大綱」（以下、大綱）を発表した。本稿は、大綱のうちNISA関連について解説する。
- 大綱では、0歳から19歳の未成年者が口座開設できる「未成年者口座」（ジュニアNISA）を創設をすることとした。ジュニアNISAにおける年間投資限度額は80万円で、NISAと同様に、限度額以内で購入した上場株式や株式投信に係る配当・分配金・譲渡益が非課税となる。なお、ジュニアNISAでは18歳に達する年度の12月末まで引出し制限があり、それまでに引出す場合は災害等の事由による場合を除き、累積の利益に対し課税されるなど、NISAとは異なる制約もある。ジュニアNISAの制度開始は平成28（2016）年4月からとされている。
- 大綱では、（通常の）NISAの年間投資限度額を現行の100万円から、平成28（2016）年以後、120万円に引き上げることとしている。これにより、毎月10万円×12ヵ月の毎月投資に利用しやすい金額となる。

[目次]

平成27年度税制改正大綱について	2ページ
1. 大綱の解説	2ページ
(1) ジュニアNISAの創設	(2) ジュニアNISA（案）のスキーム
(3) （通常の）NISAの制度見直し	
2. 税制改正（案）により、どのように活用されるか	10ページ
(1) フローの黒字で年間120万円（月10万円）の投資は可能か？	
(2) 既存のストック（預貯金等）を活用したNISA・ジュニアNISAへの資金拠出	
(3) ロールオーバーへの影響	(4) スイッチングへの影響
3. 改正後もなお残る課題	14ページ
(1) 制度の恒久化	(2) 損失発生時のフォロー（損益通算、スイッチング）
(3) 相続・贈与時のNISAでの引継ぎ	(4) 従業員持株会からの移管

平成 27 年度税制改正大綱について

自由民主党・公明党は 2014 年 12 月 30 日に「平成 27 年度税制改正大綱」を決定し、公表した。

自由民主党中心の政権下における例年の税制改正スケジュールは次の通りである。例年、11 月から 12 月上旬にかけて与党税制調査会を中心に税制改正の内容について検討が行われ、12 月中旬に与党の税制調査会が税制改正大綱を決定し公表する。その後政府内で税制改正大綱をもとに法案を作成し、1 月下旬～2 月上旬ごろに内閣提出法案として税制改正法案を国会に提出する。その後、国会での審議を経て 3 月末までに法律を成立させて公布し、4 月以後、順次新しい税制が適用される。

今回は、11 月から 12 月に衆議院の解散・総選挙があり、与党税制調査会等における税制改正の審議が中断されたため、例年より税制改正大綱の決定・公表時期が 2 週間ほど遅れた。

もともと、衆議院・参議院ともに自由民主党および公明党が多数を占める状況であるため、税制改正大綱に記載された内容はほぼその通りに法案に記載され、年度内に法案が可決され、新年度から順次新しい税制が施行される公算が大きい。

本稿では、「平成 27 年度税制改正大綱」（以下、単に「大綱」と述べるときは「平成 27 年度税制改正大綱」を指す）に記載された内容のうち、NISA に係る項目について解説する¹。

1. 大綱の解説

(1) ジュニア NISA の創設

大綱では、「家計の安定的な資産形成を支援するとともに、経済成長に必要な成長資金を確保する」観点から、「若年層への投資のすそ野の拡大等を図るため」、ジュニア NISA（未成年者口座）の創設および NISA の年間投資限度額を拡大することとした。

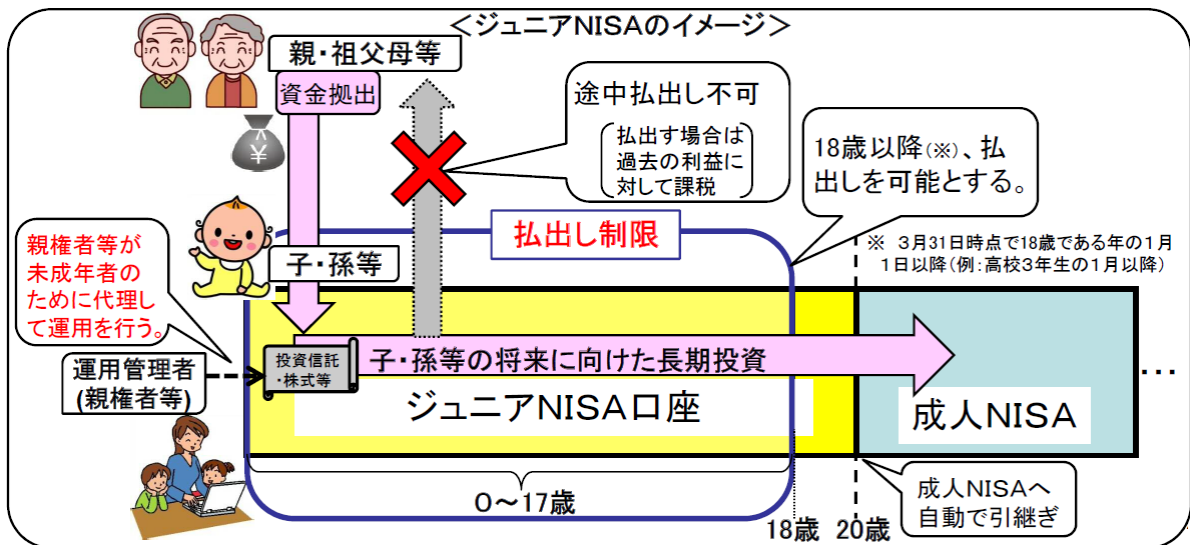
現行の NISA の口座を開設できるのは 20 歳以上の居住者である。これに対し、ジュニア NISA（案）は、0 歳から 19 歳までの未成年者の口座開設を可能とし、親や祖父母等から贈与を受けた資金を所得税非課税で運用できる案としている。

申込み手続の開始は平成 28（2016）年 1 月 1 日、制度の開始は平成 28（2016）年 4 月 1 日としている（ただし、マイナンバーの利用開始日がこれらの日より後となった場合は、マイナンバーの利用開始日から申し込み手続開始・制度開始とするとしている）。

具体的なスキームの概要は、次の図表 1・図表 2 の通りとしている。

¹ 大綱の概要については、吉井一洋・是枝俊悟「平成 27 年度税制改正大綱の概要」（2015 年 1 月 16 日）を参照。
http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20150116_009350.html

図表1 ジュニアNISA（案）のイメージ



(出所) 金融庁「平成 27 年度税制改正について-税制改正大綱における金融庁関係の主要項目-」(平成 27 年 1 月)

図表2 ジュニアNISA（案）の概要

	NISA	ジュニアNISA(案)
口座を開設できる者	その年の1月1日において 20歳以上の居住者等	その年の1月1日において 20歳未満の (またはその年に生まれた) 居住者等
年間投資限度額	100万円 (大綱では、120万円に拡大)	80万円
口座開設数	1年ごとに1人1口座	全期間を通じて1人1口座のみ
取扱金融機関の変更	1年ごとに変更可能	変更不可
非課税対象	上場株式等の配当、公募株式投信の分配金、これらの譲渡益など	
非課税期間	投資した年から5年間(ロールオーバーは可能)	
配当・分配金の受け入れ先	自由(ただし、上場株式の配当は株式数比例配分方式で受け取らないと非課税とならない)	課税未成年者口座で管理され、 引出し制限 がかかる
購入した商品の売却	自由	自由だが、譲渡代金は課税未成年者口座で管理され 引出し制限 がかかる
制度終了時の扱い	現行法では新規投資は平成35(2023)年まで、NISA口座での商品の保有は平成39(2027)年までで終了することとなっている	新規投資は平成35(2023)年まで、平成36(2024)年以後は既存口座につき20歳に達する年まで非課税で運用を行える「 継続管理勘定 」を設ける

(出所) 大綱をもとに大和総研作成

(2) ジュニア NISA (案) のスキーム

◆口座を開設できる者・口座開設手続・口座開設数

口座を開設できる者は、NISA では、その年の 1 月 1 日時点で 20 歳以上の居住者等であるのに対し、ジュニア NISA (案) では、その年の 1 月 1 日時点で 20 歳未満及びその年に生まれた居住者等としている。

なお、ジュニア NISA (案) の口座名義は未成年者のものであるが、金融庁の資料では原則として親権者等が未成年者のために代理して運用を行うことを想定している。

口座開設時には、金融機関に口座開設者の氏名、住所および個人番号（マイナンバー）等を記載した未成年者口座開設届出書に未成年者非課税適用確認書を添付して提出することとされている。

重複して口座開設が行われないう、現行の（通常の）NISA では口座開設時に基準日時点の住所のわかる住民票等の提出を求めているが、ジュニア NISA においてはマイナンバーを記載することで住民票等の提出を求めないスキームとしている（通常の NISA における口座開設手続きの改正案については後述）。

NISA においては、1 年ごとに口座を開設する金融機関を変更することができるが、ジュニア NISA (案) においては、1 人につき、平成 28 (2016) 年から平成 35 (2023) 年までの実施期間全体を通じて 1 つの金融機関でのみ口座開設が可能で、取扱金融機関の変更も行えないスキームとしている。

◆年間投資限度額・非課税対象・非課税期間

ジュニア NISA (案) の年間投資限度額は 80 万円と、NISA より低めに設定されている（後述するが、大綱では NISA の年間投資限度額を 100 万円から 120 万円に拡大するとしている）。

これは、ジュニア NISA (案) における運用資金は親や祖父母からの贈与によることが想定されているため、年間 110 万円の暦年贈与における基礎控除の範囲内（贈与税の課税対象とならない範囲）としたものと考えられる。

ジュニア NISA (案) は、あくまで未成年者口座に係る上場株式や株式投信の配当・譲渡益の所得税・住民税を非課税とする制度であって、当該投資資金の贈与税を非課税とする制度ではない（贈与税の特例規定はない）ものとなっている。

ジュニア NISA (案) における非課税対象は、NISA と同様に上場株式等の配当、公募株式投信の分配金、これらの譲渡益などである。

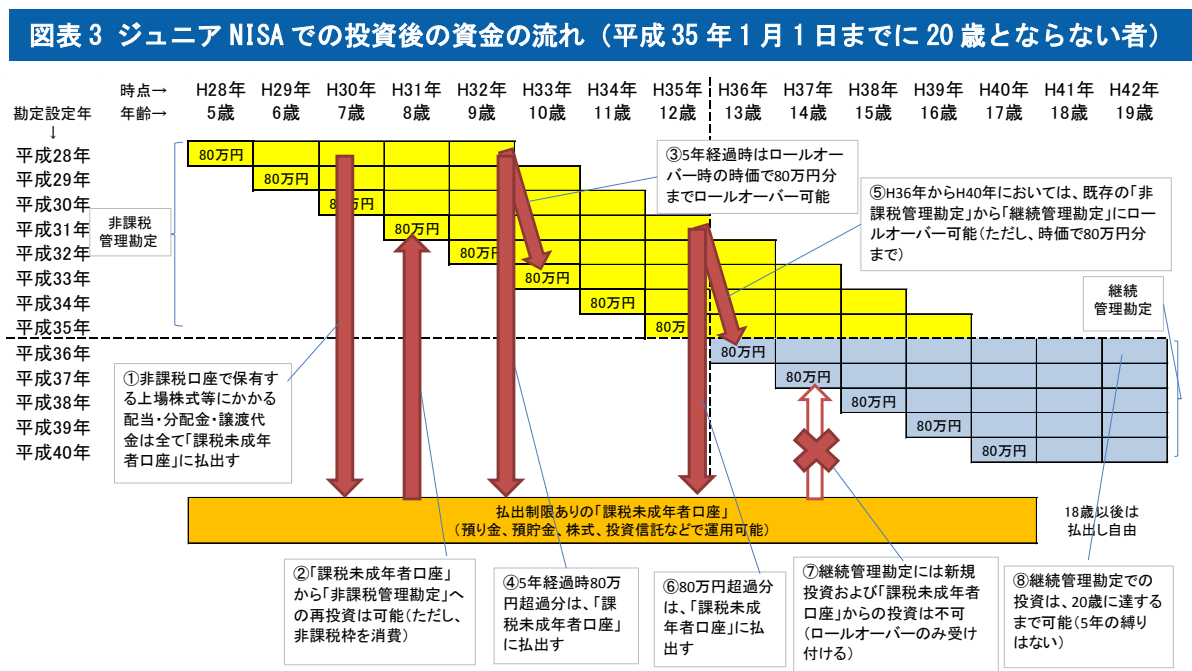
ジュニア NISA (案) における非課税期間（非課税で運用できる期間）は、NISA と同様に新規投資を行った年から 5 年間であるが、ロールオーバーを行うこともできる（ただし、ロールオーバーについては、NISA とは異なるルールを定めることとされており、後述する）。

◆ジュニア NISA（案）における資金の流れ

ジュニア NISA（案）には払出し制限がある点が NISA とは大きく異なる。

ジュニア NISA（案）は、「未成年者口座（各年分の非課税管理勘定および継続管理勘定）」と「課税未成年者口座」の 2 つから構成される。

平成 35（2023）年 1 月 1 日までに 20 歳とならない者についてのジュニア NISA（案）で投資した後の口座開設後の資金の流れについて説明したものが図表 3 である。



（出所）大綱をもとに大和総研作成

まず、ジュニア NISA で新規投資を行う際には、各年分の非課税管理勘定で新たに上場株式や株式投資信託などを購入する（この点は、通常の NISA と同様である）。

その後、非課税管理勘定で保有する上場株式や株式投資信託などに係る配当・分配金、譲渡代金は、一度、課税未成年者口座に受け入れることとなる（図表 3 の①）²。

課税未成年者口座は、未成年者口座を開設している金融商品取引所等の営業所（当該金融商品取引業者等の関連会社の営業所を含む）に開設した特定口座、預貯金口座または預り金の管理口座としている。すなわち、課税未成年者口座では、預貯金および特定口座で運用可能な商

² 分配金再投資型の投資信託について、通常の NISA と同様に、当年の非課税枠の範囲内で（非課税枠を消費して）非課税管理勘定で分配金再投資を行うことは可能であると思われる【大綱では必ずしも明確でない】。なお、未成年者口座で管理される上場株式の配当金は、株式数比例配分方式を選択した場合に限り、課税未成年者口座において管理されることとなるものと思われる。株式数比例配分方式以外の受け取り方法を選択した場合、配当に所得税等は課税されることとなるが、現金や銀行振り込み等の形で受け取ることは可能になるものと思われる。【大綱では必ずしも明確でない】。

品³で運用できる。課税未成年者口座での運用については、運用益非課税の特典は与えられない。また、課税未成年者口座から株式や現金などを引出すことは原則として行えず（前述のように、未成年者口座から直接株式や譲渡代金を引出すことも原則できない）、一定の要件外で引出す際にはそれまで未成年者口座で得た配当等や譲渡益に対して遡及課税が行われる（後述）。

課税未成年者口座で保有する預貯金・預り金等をもって上場株式等を購入し、非課税管理勘定に受け入れることも可能である（図表3の②）⁴。ただし、当年の非課税枠の範囲内となる。

非課税管理勘定で運用できるのは、新規投資を行った年から5年目の年末までである。5年目の年末まで保有していた上場株式等については、同一の非課税口座内の他の年の非課税管理勘定にロールオーバーを行うか、課税未成年者口座に払出さなければならない（図表3の③・④）。ロールオーバーを行えるのは時価で80万円以内であるため、80万円超の部分は課税未成年者口座に払出す（あるいは売却して譲渡代金を課税未成年者口座に受け入れる）こととなる。

ジュニアNISA（案）は、通常のNISAと同様に、平成35（2023）年までの新規投資をもって、制度を終了することとしている。平成36（2024）年以後、ジュニアNISAにおいて新規投資は受け付けないこととしている。

平成36（2024）年から平成40（2028）年にかけては、既存の非課税管理勘定からのロールオーバーのみを受け付ける「継続管理勘定」が設けられる。「継続管理勘定」においては、毎年、時価で80万円以内分の上場株式等についてロールオーバーにより受け入れることができる（図表3の⑤）。また、ここでも時価で80万円を超える分についてはロールオーバーを行うことができないため、80万円超の部分は課税未成年者口座に払出す（あるいは売却して譲渡代金を課税未成年者口座に受け入れる）こととなる（図表3の⑥）。

継続管理勘定には、新規投資および課税未成年者口座からの投資を行うことはできない（図表3の⑦）。継続管理勘定で保有する上場株式等は、口座保有者が20歳になるまで⁵継続して保有することが可能で、5年以内の非課税期間の制限はない（図表3の⑧）。継続管理勘定で保有する上場株式等を売却することは自由だが、譲渡代金は課税未成年者口座で管理される。

口座保有者が18歳となったら⁶、未成年者口座（非課税管理勘定および継続管理勘定）および課税未成年者口座における払出し制限は解除され、未成年者口座および課税未成年者口座内の上場株式等や預貯金等を自由に払出すことができるようになる⁷。

³ ジュニアNISA（案）がスタートする平成28年に金融所得税制の一体化が施行され、特定口座に特定公社債や公社債投資信託を受け入れられることとなる。このため、ジュニアNISA（案）における課税未成年者口座で運用可能な商品には、特定公社債および公社債投資信託が含まれるものと思われる【大綱では必ずしも明確でない】。

⁴ 当年の非課税枠の範囲内であっても、課税未成年者口座で保有している上場株式等を非課税管理勘定に移管（再移管）することはできないものと思われる【大綱では必ずしも明確でない】。

⁵ 正確には、その年の1月1日において20歳である年の前年12月31日まで。

⁶ 正確には、その年の3月31日において18歳である年の前年12月31日まで。

⁷ 18歳となった以後も「課税未成年者口座」という概念が残るのか否か（単なる「特定口座」に置き換わるのか）は大綱では明確でない。

◆ジュニア NISA（案）から通常の NISA へのロールオーバー

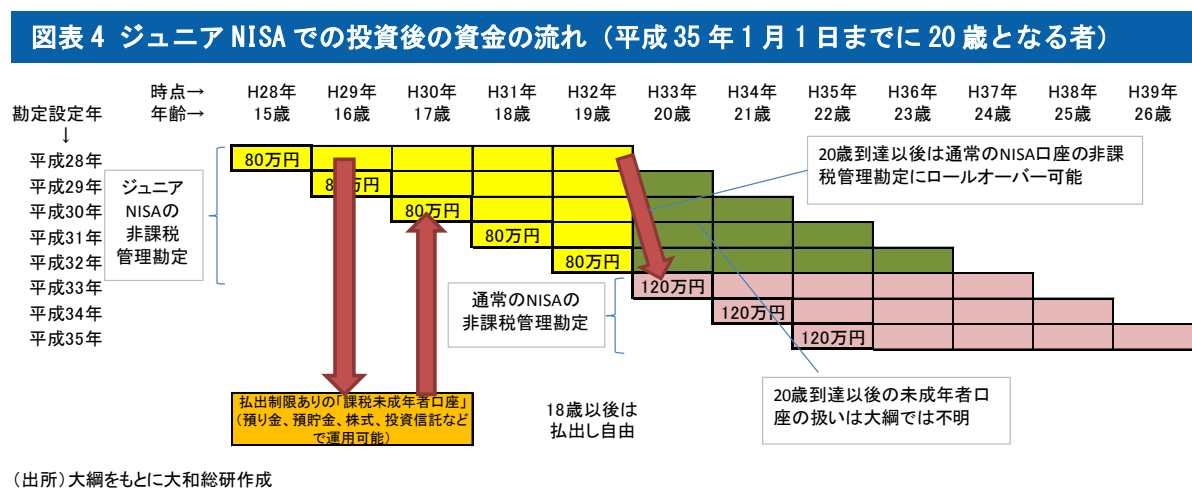
ジュニア NISA（案）の実施期間中に 20 歳になる者（平成 35 年 1 月 1 日までに 20 歳となる者）については、ジュニア NISA から通常の NISA へ移行することが想定されている。

大綱では、その年の 1 月 1 日において 20 歳である居住者等が同日に未成年者口座を開設している場合には、同日以後は、当該未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所に当該居住者等の非課税口座が開設されたものとみなすこととしている。

また、金融商品取引業者等の営業所に開設されている未成年者口座の非課税管理勘定において管理されていた上場株式等は、平成 35（2023）年 12 月 31 日までの間、同一の金融商品取引業者等の営業所に開設されている非課税口座に移管できることとしている。

なお、20 歳到達以後の未成年者口座の扱いは大綱では明らかではない⁸。

平成 35（2023）年 1 月 1 日までに 20 歳となる者についてのジュニア NISA（案）で投資した後の資金の流れについて説明したものが図表 4 である。



◆払出し制限と要件外引出し時の課税

ジュニア NISA（案）においては、未成年者口座（非課税管理勘定・継続管理勘定）および課税未成年者口座からの預貯金等および上場株式等の払出しについては、18 歳になるまで（正確には、その年の 3 月 31 日において 18 歳である年の前年 12 月 31 日まで）は原則として引出すことができない。

「その年の 3 月 31 日において 18 歳である年の前年 12 月 31 日まで」とは、一般的には、高

⁸ 投資開始年から 5 年間は引き続き未成年者口座内の非課税管理勘定で保有することができるのか、該当年の非課税口座（通常の NISA）の非課税管理勘定に移管したものとみなされるのか、未成年者口座内の非課税管理勘定で保有することとした場合配当等・譲渡代金は引き続き「課税未成年者口座」を経由する必要があるのか否か、等が大綱では明らかでない。

校3年生である年度の12月31日までを意味する⁹。すなわち、高校を卒業する年の1月1日から払出し制限が解除され、ジュニアNISA（案）で運用してきた資金を大学等に入学する際の入学金・授業料等に充てることが可能となる。

ただし、例外的に、ジュニアNISA（案）内の上場株式等や預貯金等を18歳未満で引出せるケースとしては、次の2つが想定されている。

まず、未成年者口座を開設した居住者等に、その居住する家屋が災害により全壊したことその他これに類する事由（災害等事由）が生じ、災害等事由が生じたことにつき税務署長の確認を受けた場合、未成年者口座（非課税管理勘定・継続管理勘定）および課税未成年者口座を全部解約し、上場株式等および金銭の全てを払出すことができるとしている。

災害等事由以外の場合において、18歳未満で未成年者口座から上場株式等や金銭等を払出したい場合、未成年者口座および課税未成年者口座を廃止して、全部を払出すことが想定されている（一部を払出すことはできないものと想定されている）。この場合、当該払出しがあった日において上場株式等の譲渡または配当等の支払があったものとして、次の金額に対して税率20.315%（所得税および復興特別所得税15.315%¹⁰、住民税5%）の源泉徴収が行われる。

図表5 要件外払出し時の課税対象額

項目	算式
累計譲渡益	未成年者口座の開設日から払出しがあった日までにおいて、未成年者口座において行われた上場株式等の譲渡に係る譲渡代金の合計額 + 未成年者口座の開設日から払出しがあった日までにおいて、未成年者口座から課税未成年者口座に移管がされた上場株式等の価額（移管時の時価）の合計額 + 払出しがあった日において未成年者口座において有する上場株式等の価額（時価）の合計額 - 未成年者口座の開設日から払出しがあった日までにおいて、未成年者口座において取得した上場株式等の取得対価の額等の合計額 [この計算の結果、マイナスとなった場合、そのマイナスはなかったものとみなし、累計配当から控除することはできない]
累計配当	未成年者口座の開設日から払出しがあった日までにおいて、未成年者口座において支払を受けた上場株式等の配当等の額の合計額

（出所）大綱をもとに大和総研作成

⁹ いわゆる「早生まれ」の者については高校3年時の1月1日時点ではまだ18歳に満たないが、「その年の3月31日において」は18歳であるため、高校3年時の1月1日時点から払い出し制限が解除されるよう設計されている。

¹⁰ 大綱では所得税15%とされているが、所得税が課される場合、平成49（2037）年12月31日までの間は、当然に復興特別所得税も課されることとなる。

上記で計算した累計譲渡益がマイナスであっても、そのマイナスはなかったものとみなされ、累計配当から控除することはできないものとしている¹¹。すなわち、累計譲渡益と累計配当の合計がマイナスであったとしても、累計配当のみに対して 20.315%の税率で源泉徴収が行われるものとしている。

要件外払出し時の源泉徴収が行われた上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、確定申告不要制度を適用できるものとしている¹²。

◆年間取引報告書

現行の（通常の）NISA においては、取扱金融機関は、毎年、非課税口座内においてその年に生じた上場株式等の配当所得の金額および譲渡所得等の金額その他の事項について記載した非課税口座年間取引報告書を、翌年 1 月 31 日までに税務署に提出しなければならない¹³。

大綱では、ジュニア NISA（案）においても、同様に、取扱金融機関は、毎年、未成年者口座内においてその年に生じた上場株式等の配当所得の金額および譲渡所得等の金額その他の事項について記載した年間取引報告書を、翌年 1 月 31 日までに税務署に提出しなければならないこととしている¹⁴。

（3）（通常の）NISA の制度見直し

◆（通常の）NISA の年間投資限度額の引き上げ

大綱では、（通常の）NISA の年間投資限度額を、現行の 100 万円から平成 28 年分勘定より 120 万円に引き上げることとしている。

これは、NISA において定額投資を利用しやすいよう、年間投資限度額を 12 で割り切れる金額とし、「毎月 10 万円×12 ヶ月」といった積立投資を行うことを想定しての改正である。

NISA は、家計の中長期的な資産形成を後押しする制度として位置付けられており、金融庁は、証券会社等が、NISA を利用する顧客に対して「例えば、一定期間に分割して投資することにより時間的な分散投資効果が得られる定額積立サービスの提供」を行っているかを「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」に盛り込んでいる。

実際に、NISA を取り扱っている証券会社や都市銀行、主要な地方銀行などのほとんどは定額積立サービスを提供している。

¹¹ 確定申告により、他の上場株式等の譲渡損失と損益通算することもできないものと思われる【大綱では必ずしも明確でない】。

¹² このため、要件外払出しにより、譲渡所得が一定額以上となっても、扶養控除等に影響を与えないものとする事ができるものと考えられる。

¹³ 特定口座年間取引報告書とは異なり、口座開設者には交付されない。

¹⁴ 年間取引報告書には、個人番号（マイナンバー）も記載されるものと思われる【大綱では必ずしも明確でない】。

◆（通常の）NISA 口座開設手続の簡素化・迅速化（マイナンバーの利用）

金融庁は、現在、NISA 口座開設時に必要である住民票の写し等の提出を不要とし、重複がないかを確認する手段としてはマイナンバーを用いるようにすることを要望していた。

大綱では、マイナンバーを用いることによる非課税口座の開設手続の簡素化は、平成 29 (2017) 年分までは基準日の住所を証する住民票の写し等の提出により重複して非課税口座を開設することを防止する実務が確立していることを踏まえ、平成 30 (2018) 年分以後の非課税口座の開設の際に実施できるよう、引き続き検討を行うこととされた。

2. 税制改正（案）により、どのように活用されるか

大綱による税制改正項目は、法案となり、成立してから実際に適用されるようになる。大綱による税制改正が実施された場合、どのような効果があるか、NISA の活用法がどのように変わるのかを考察する。

（1）フローの黒字で年間 120 万円（月 10 万円）の投資は可能か？

大綱では、NISA の年間投資限度額を 120 万円に引き上げることとしている。

高齢の世帯においては退職金などにより既に保有しているストック（預貯金等）から投資を行うことができるが、現役の世帯・若年層においては投資を行うためのまとまったストックを持っておらず、毎月の収支の黒字により少しずつ金融資産を積み立てていくことが考えられる。

実際に、現役世帯において毎月の収支がどの程度黒字になっているか、各世帯構成・世帯主年齢別の 1 世帯あたりの月額収入・黒字額等を総務省「家計調査」をもとに算出したものが次のページの図表 6 である。

図表 6 の「黒字」とは、可処分所得から消費支出を差し引いた残額のことであり、金融資産の増加か、金融資産以外の資産の増加か、あるいは負債の減少となる（要するに「純資産」の増加分である）。男性単身・女性単身世帯においては、主にクレジットカードの負債が増加しているため、「黒字」は金融資産の増加よりも少ない。それ以外の世帯においては、主に住宅ローンの負債が減少しているため、「黒字」は金融資産の増加よりも多い。

「黒字」と「金融資産増加」のうちいずれか少ない方の額までは、預貯金等に代えて NISA による投資を行うことも可能であると考えられ、「投資可能額」とした¹⁵。

¹⁵ 「黒字」のうち、負債の減少分は住宅ローン等の返済であるため、投資のために使える資金とは考えにくく、投資のために使える資金は「金融資産増加」の範囲内であろう。また、「金融資産増加」が「黒字」よりも多い場合、クレジットカードの負債等が増加しているが、この分までを投資のために使える資金とは考えにくい。このため、「黒字」か「金融資産増加」かのいずれか少ない額を「投資可能額」とした。むろん、手元の現預金が少ない、数年内に用途が決まっている費用があるなどの個別の事情により、実際に NISA により投資可能な金額は少なくなりうる。

図表 6 世帯構成別の1世帯あたりの収入・黒字額等（月額、単位：万円）

世帯構成	男性 単身	女性 単身	2人以上の世帯						共働き 世帯※1
			世帯主年齢 34歳以下	34歳以下	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	
実収入	32.6	27.8	46.0	48.9	54.2	59.6	61.2	57.9	70.1
可処分所得	26.8	23.0	38.4	40.4	44.0	48.0	49.3	46.1	57.2
黒字※2	10.3	6.0	11.7	12.5	14.0	13.3	12.1	11.0	20.9
金融資産増加	10.7	7.4	9.2	9.2	9.0	8.7	8.2	7.7	16.8
投資可能額※3	10.3	6.0	9.2	9.2	9.0	8.7	8.2	7.7	16.8

月額10万円の投資も可能
→引き上げ後の上限まで
投資の可能性

月額10万円の投資は厳しいが、
月額8.3万円超の投資は可能
→投資額の上積みの可能性

月額10万円の投資も可能。
夫婦2人分の口座で合わせて月額
16.8万円の投資も可能
→投資額の上積みの可能性

※1 2人以上世帯のうち夫が勤労者、妻が月収8万円以上の勤労者の世帯

※2 黒字＝金融資産増加＋（金融資産以外の）資産増加＋負債減少

※3 投資可能額（家計調査の集計項目ではない）は、「黒字」と「金融資産増加」のいずれか少ない方の金額

※4 いずれも勤労者世帯の統計である。

（出所）総務省「家計調査」（2013年）をもとに大和総研作成

図表 6 で「投資可能額」が月 10 万円を超えているのは、「男性単身・34 歳以下」および「共働き世帯」である。これらの世帯では、統計から判断する限りは月 10 万円の投資も可能と考えられる¹⁶。

「2 人以上の世帯」のうち、世帯主年齢が「30～34 歳」、「35～39 歳」、「40～44 歳」、「45～49 歳」の世帯では、「投資可能額」は月 10 万円には届かないが、現行 NISA の年間投資限度額の 1 ヶ月あたりの金額である約 8.3 万円を上回っており、NISA の年間投資限度額の引き上げにより投資額の上積みが期待される。

（2）既存のストック（預貯金等）を活用した NISA・ジュニア NISA への資金拠出

図表 6 では、あくまで統計上ではあるが、現役世代の世帯のうち多くのケースで月 10 万円かそれに近い水準の投資が可能と考えられることが示された。一方で、「女性単身・34 歳以下」の世帯や「2 人以上の世帯」のうち世帯主年齢が「50～54 歳」、「55～59 歳」の世帯では、投資可能額が月 8.3 万円に満たなかった。

しかし、フローの黒字分が十分になくとも、既存の預貯金等のストックがあれば、それを利用して投資を行うことも可能である。次の図表 7 は、同じく「家計調査」をもとに、世帯主年齢別の 1 世帯あたりの貯蓄・負債をまとめたものである。

図表 7 をみると、家計の平均像としては 20 代のうちは貯蓄よりも住宅ローンなどの負債の方が多く、30 代で貯蓄と負債がほぼ同程度であることがわかる。

¹⁶ 特に、「共働き世帯」においては「投資可能額」が月 16.8 万円あり、これは現行 NISA の年間投資上限額の 1 ヶ月あたりの金額の夫婦 2 人分（約 8.3 万円×2）をも上回る。このため、年間投資上限額の引き上げにより、投資額の上積みが期待される。

他方、世帯主が「40～49歳」の世帯では、純資産および預貯金が約900万円ある。世帯主が「50～59歳」、「60～69歳」、「70歳以上」の世帯では、預貯金が1,500万円程度、純資産が2,000万円程度ある。これらの世帯では、30代以下の世帯と比べて相対的に既存の預貯金等のストックが多く、これらを活用してNISAで投資を行うことが考えられる。

退職後の支出は、大半を公的年金で賄い、退職金等により蓄えた資産の取り崩しで補完するのが一般的である。しかし、今後は、公的年金についてはマクロ経済スライドが実施され、年金支給額による実質的な購買力は目減りする見込みである¹⁷。また、資産についても預貯金や国債などで運用している場合、インフレによって実質的な購買力が目減りするリスクがある¹⁸。

株式や投資信託などは価格変動のリスクはあるが、物価上昇の際には連動して価格が上昇しやすくインフレに強いものと考えられる。保有する資産の一定割合を株式や投資信託などに投資し、インフレによる購買力の目減りのリスクを軽減する意義は大きいものと考えられる（その際に、NISAで株式や投資信託などを購入すると運用益が非課税となるのでなおよいだろう）。

図表7 世帯主年齢別の1世帯あたりの貯蓄・負債（単位：万円）

世帯構成 世帯主年齢	2人以上世帯のうち勤労者世帯				2人以上の世帯	
	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上
貯蓄	614	1,033	1,514	2,185	2,385	2,385
預貯金(普通)	233	267	300	450	456	429
預貯金(定期)	184	327	552	927	1,040	1,107
生命保険など	130	270	436	510	527	400
有価証券	39	83	140	251	327	440
金融機関外	27	85	85	46	35	9
負債	1,016	1,011	588	227	204	93
住宅ローン	967	958	518	189	165	70
住宅ローン以外	49	53	70	38	39	23
純資産(貯蓄－負債)※	-402	22	926	1,958	2,181	2,292

既存のストック(預貯金等)を活用して、NISAでの投資、贈与を行ってのジュニアNISAでの投資が行われる可能性

※ここでの純資産には、住宅や自動車などの実物資産は含まない。
(出所)総務省「家計調査」(2013年)をもとに大和総研作成

¹⁷ マクロ経済スライド実施時は、年金支給額が物価上昇率を下回る率で改定されるため、名目の支給額が増えたとしても、その支給額で購入できるモノやサービスの量は年々目減りしていく。

¹⁸ 物価連動国債で運用する場合、物価上昇率に応じて元本の償還金額が増えるのでインフレリスクをヘッジすることができる。ただし、過去1年でみると、物価連動国債は額面100円に対し106円～111円程度で発行されており、この価格で購入すると、(デフレにならない限り)マイナス0.5%～マイナス1%程度の実質利回り(名目の利回りから物価上昇率を控除した利回り)が確定する。すなわち、現状では国債での運用でインフレリスクをヘッジするためには実質ベースでマイナスのリターンを引き受けなければならない状況である。

既存のストックを活用してNISAで投資することを考えると、世帯主が40代以上の世帯（特に、50代以上の世帯）では、年間投資限度額が120万円（5年累計で600万円）まで引き上げられても、なお、それを超える投資を行う余裕もあることが考えられる。

将来的に子どもや孫の教育費に充てることを考えつつ、より高い利回りが期待できる運用を行いたいと考えている場合、自分（および配偶者）のNISAの投資上限を上回る部分の金額について、子や孫に贈与を行ってジュニアNISAにて投資を行わせることも考えられる。

また、子や孫の年齢が20歳以上であっても、子や孫に贈与を行い、子や孫自身が（成人）NISAで投資を行うことも考えられる。折しも、平成27年より相続税の課税強化が行われ、相続税対策としての生前贈与のニーズも高まるものと考えられる。相続税対策として、例えば年間数十万円程度の贈与税の基礎控除の範囲内の金額を（20歳以上の）子や孫に贈与し、子や孫自身がNISAで運用することも考えられる。

図表6で見たように、例えば「女性単身・34歳以下」の世帯は自身の収支の黒字分では月10万円の投資は難しいものと考えられる。このような世帯が親や祖父母からいくらかの贈与を受けて月10万円までの投資が行われると、「若年層への投資のすそ野の拡大」が効果的に達成されるものと考えられる。

（3）ロールオーバーへの影響

NISAの非課税期間（非課税で運用できる期間）は投資を行った年から最長5年であり、5年目の年末時点まで持っている上場株式や投資信託などは、売却するか、特定口座などに払出すか、もしくは翌年（6年目）の投資分としてロールオーバーを行うかを選択する必要がある。

このうち、ロールオーバーを行う際には、5年目の年末時点での時価で翌年（6年目）の投資分として受け入れ、翌年（6年目）の非課税枠を消費する。このため、現行制度では、平成26年にNISAで100万円分投資し平成30年末まで持ち続けた場合、平成30年末時点で1円でも含み益が生じていると、全額をロールオーバーすることはできなくなる¹⁹。

だが、平成28年分以後の投資分の年間投資限度額が120万円に拡大されることとなると、平成26年に100万円分投資した株式や投資信託の時価が平成30年末時点で120万円まで増加していても、全額を平成31年分の投資分としてロールオーバーすることが可能となる。

平成26年および平成27年に投資した分に限られるが、年間投資限度額が拡大されると、その拡大分がバッファーとして機能することとなり、ロールオーバーが行いやすくなる効果もあるものと言える（今後も継続して年間投資限度額が拡大されるならば、平成28年以後に投資した分についてもロールオーバーが行いやすくなる効果が得られる）。

¹⁹ 株式は1株単位、投資信託は1口単位でロールオーバーを行うことができる。

図表 8 大綱による改正案が実施された場合のロールオーバー

時点→ 勘定設定年	平成26年	27年	28年	29年	30年	31年	32年	33年	34年	35年
平成26年	100万円				120万円					
平成27年		100万円								
平成28年			120万円							
平成29年				120万円						
平成30年					120万円					
平成31年						120万円				

平成26年に100万円分の株式や投資信託を購入

平成30年末時点で120万円まで時価が増加していても、全額をロールオーバーすることが可能になる

(出所) 大和総研作成

(4) スイッチングへの影響

現行のNISAでは、年間投資限度額は、口座への資金の「拠出額」ではなく上場株式や株式投信の「購入額」でカウントされる。すなわち、NISAで購入した上場株式や投資信託を売却しても非課税枠は復活せず、再購入の際にはまた改めてその年の「購入額」にカウントされることになる。同様に、投資信託の分配金再投資が行われる場合もその年の「購入額」にカウントされる。

このため、NISAでは頻繁な売買を行うと年間投資限度額をすぐに使い切ってしまうという制度設計になっており、中長期的な投資を促す仕組みとなっている。

だが、そもそも投資するための資金が年間投資限度額に満たない場合は、年間投資限度額の範囲で複数回の購入・売却を行うニーズもある。NISAの年間投資限度額が拡大されることで、NISA口座内での売却・再購入がわずかではあるが行いやすくなる面もある。

3. 改正後もなお残る課題

NISAは個人投資家の裾野を拡大し、家計の安定的な資産形成の支援と、経済成長に必要な成長資金の供給拡大の両立を図ることを目的として創設された制度であるが、現在のところ、NISAの利用者は高齢者や投資経験者が中心となっており、若年層や投資未経験者の利用は十分には広がっていない。

この点については、大綱による改正案が実施されることで前進する面があるが、改正後も、いくつかの課題が残る。

(1) 制度の恒久化

現役世代にとって、資産運用の目的は、子どもの教育資金や住宅取得資金、あるいは老後のための資金などが考えられ、中長期にわたる運用を想定することが一般的であると考えられる。

これに対して、NISAでは非課税期間（非課税で運用できる期間）は5年に限られ、また、投

投資可能期間も 2023 年までの 10 年間に限られている。

このため、例えば 20 年後や 30 年後まで見据えて資産運用を行おうと考えたとき、非課税期間が 5 年に限られていたり、10 年後に制度そのものが終了したりすると、NISA での運用方法だけでなく、非課税期間の終了後や制度終了後も見据えて運用方法を考える必要が出てくる。

NISA の非課税期間と投資可能期間が恒久化されれば、NISA の枠内で長期の運用方法を考えることができ、特に若年層にとって利用しやすくなるものと考えられる。

若年層への投資のすそ野の拡大や家計の安定的な資産形成の支援のためには、非課税期間と投資可能期間の恒久化が最も効果的であると考えられる²⁰。

(2) 損失発生時のフォロー（損益通算、スイッチング）

NISA で損失が生じた場合、他の口座で得た上場株式等の譲渡益や配当などと損益通算することはできない。また、(非課税期間の 5 年経過後に) NISA から他の口座へ上場株式等を移管すると、移管時の時価が取得価額となる。このため、(5 年経過時点で) 購入時より値下がりした状態で NISA から他の口座に移管すると、その後株価が買値に戻った時点で売却しても、移管時の株価と売却時の株価の差分が譲渡益として課税対象とされてしまう。

このように、NISA では損失発生時にデメリットが生じることがあり、リスクの高い投資を行いにくくなっている面もある。

もっとも、譲渡益を非課税、即ち課税上ないものとみなす以上、譲渡損もないものとみなすことでバランスが取れており、NISA での譲渡損について損益通算を認めるのは相当ハードルが高いと思われる。英国の ISA でも ISA 以外の他の口座の損益との通算はできない仕組みになっている。

譲渡損の通算を認める代わりに、例えば、非課税期間を恒久化すれば、5 年経過時点で他の口座への移管を行う必要がなくなり、投資対象に損失が出ても損失を解消するまで保有することが可能となる。ただし、このように利益が出るまで塩漬けにしておくのは投資方法としては必ずしも効率的とは言えない。

損失が一定レベルに達した場合には売却をし、別の有望な投資対象に買い替えた方がよい場合も考えられる。しかし、現在の NISA では、最初の購入で非課税枠を消費するため、売却して再度購入しようとしても、売却分の非課税枠は復活しない。この点をフォローするためには、英国 ISA と同様に NISA 口座から引出さなければ売却・再投資を行っても非課税枠を消費しない制度とする必要がある。

もっとも、わが国の NISA にこのような制約が設けられているのは、販売業者が販売手数料獲

²⁰ 日本証券業協会等の「平成 27 年度税制改正に関する要望」（平成 26 年 9 月）では、NISA の非課税期間・口座開設期間の恒久化が要望の 1 番目に掲げられている。

得のため、短期的な回転売買を推奨することを防止する意味があると考えられる。したがって、英国の ISA のように、売却・再投資をしても非課税枠を消費しない制度に改めるためには、NISA において、資産形成のための中長期的な投資を基本とする姿勢が定着する必要があるだろう。

(3) 相続・贈与時の NISA での引継ぎ

NISA には、相続・贈与により取得した株式を受け入れることはできない。

しかし、これについては、認める意義があるように思われる。具体的な方法としては、相続により取得した上場株式等の NISA 口座への受け入れを認め、NISA 口座に受け入れた上場株式等の譲渡益に対しては、相続時までの値上がり分を含めて所得税等は非課税とすることが考えられる。なお、相続税は通常通り課税されるものとする²¹。

現行税制では相続で株式を取得した際に、被相続人（親等）の取得価額を引き継ぐ。相続で取得した株式を譲渡した際には、相続時に時価をベースとした相続税評価額で相続税が課される上に、譲渡時に時価と被相続人（親等）の取得価額の差額に所得課税が行われる。即ち、被相続人（親等）が保有していた期間に生じた値上がり益部分は相続税と所得税が二重で課税される。上述した相続株式の NISA での受け入れを認めれば、譲渡益非課税とすることで、二重課税を解消することができる。

相続により取得した上場株式すべてを対象とすることが難しいのであれば、被相続人（親等）が NISA で購入していた上場株式等に限って相続人（子等）の NISA 口座で受け入れることを認める、あるいは被相続人（親等）の NISA 口座を相続人（子等）が引き継ぐことを認めるといった措置も考えられる。

被相続人（親等）が NISA で保有していた上場株式等の相続時までの値上がり益については、現行制度においても、所得税等は非課税²²なので、当該措置を講じても税収への影響は小さいと思われる。

親は株式投資をしているが、子に投資経験が無い場合、子は相続時において納税資金確保あるいは現預金で持っておきたいので相続した株式を売却し、それ以降は全く株式投資に関わらないという例がよくあるようである。相続時に相続人の NISA 口座に株式を引き継げるようにすれば、相続の際に、それまで証券投資に縁のなかった子が資産形成の一手法として株式投資を行うきっかけとなる可能性がある。贈与について同様の措置を設ければ、高齢者から勤労者層への資産移転を促進する効果も期待できる。

²¹ 相続により取得した上場株式等を NISA に時価で受け入れ、その際には所得税は課税しない、または NISA に被相続人の取得価額で受け入れることでこのような取扱いが可能と思われる。

²² 相続税は通常通り課されることを想定している。

(4) 従業員持株会からの移管

NISA では、他の口座で既に保有する証券を NISA に移管することは認められていない。これは、新規の投資資金の流入を期待しているからである。英国でも、原則として他の口座で保有する証券を ISA に移管することはできないが、従業員持株会等で取得した株式については、ISA に移管することを認めている。

わが国でも、例えば、従業員持株会において単元株となったものについて、NISA への移管を認めることが考えられる。従業員持株会から NISA への移管時に課税されたとしても、移管後は非課税で運用できるようにすることで、自社株取得を促進し株式市場に資金を呼び込むことも期待できる。

株式会社東京証券取引所「平成 25 年度従業員持株会状況調査結果の概要について」（平成 26 年 10 月 14 日）によると、日本における従業員持株会の加入者は平成 26 年 3 月末現在で 238.5 万人、株式の保有総額は 4 兆 2,110 億円（加入者 1 人あたり 176.6 万円）ある。従業員持株会は、個人による資産運用のための制度として重要な役割を担っていると同時に、株式投資の経験を積む「入り口」としての役目も果たしているものと考えられる。

従業員持株会で取得した株式を NISA に移管することを可能とすれば、従業員持株会の加入者・拠出金額のさらなる増加とともに「貯蓄から投資へ」の一層の推進に資することが考えられる。

他方、従業員持株会は既に制度として普及しており、税制の優遇措置を付加するメリットは乏しいことや、従業員持株会での株式投資は勤務先の業績変動や倒産等へのリスクヘッジにはならないとの指摘もある。

また、現在の NISA で購入可能な株式は上場株式に限られているため、（従業員持株会からの移管が可能になったとしても）勤務先（の親会社等）が上場会社である従業員しか従業員持株会から NISA への移管ができない。

ちなみに、英国では、ISA で保有できる株式は原則として上場株式に限られるが、従業員持株会やストックオプションにより取得した株式については未上場株式であっても ISA に受け入れることができる。従業員持株会から NISA への移管を検討する際には、併せて未上場株式の NISA への受け入れについても検討することも考えられる。

【以上】